令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会

日時:令和3年12月21日(火)午前11時00分~

場所:Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

議事

1 答 申

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価調査計画書

- 2 受理報告
- 3 その他

【審議資料】

資料1 「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価調査計画書につい て

資料2 受理報告

<出席者>

委員 会長 柳委員

第一部会長 齋藤委員

第二部会長 宮越委員

池邊委員 廣江委員

池本委員 水本委員

日下委員 宗方委員

小林委員 森川委員

高橋委員 保高委員

堤委員 渡邉委員

平林委員

(16名)

事務局 木村政策調整担当部長

宮田アセスメント担当課長

下間アセスメント担当課長

資料1

令和3年12月21日

東京都環境影響評価審議会 会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会 第一部会長 齋藤利晃

「日本電子昭島製作所建物更新計画」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「日本電子昭島製作所建物更新計画」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年10月22日に「日本電子昭島製作所建物更新計画」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第 1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、 次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

計画地周辺には住宅が多数立地し、福祉施設、医療施設など環境に配慮を要する施設も近傍に存在することから、低周波音の発生要因となる機器を屋外に設置する場合は、必要に応じ予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区分	年 月 日	審議事項
審議会	令和3年10月22日	・調査計画書について諮問
部 会	令和3年12月16日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、 電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物、 温室効果ガス) ・総括審議
審議会	令和3年12月21日	・答申

受 理 報 告(12月)

	区	Ś.	}	対 象 事 業 名 称	受理年月日
1	事後	調査報	告書	西秋川衛生組合第2御前石最終処 分場建設事業(工事の施行中その 7)	令和3年10月27日
2	変	更	届	大手町一丁目2地区開発事業	令和3年11月1日

11月分受理報告に係る助言事項 (事業者回答)

報告年月日:令和3年11月30日

■事後調査報告書

(1) 菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2 (事業の実施中その2) 事業者名: 菱光石灰工業株式会社

	9名:変元有灰工業休式会任 			
項目	助言事項	回答		
	出荷ダンプトラックの走行による交通騒音が2地点(ST-1、ST-2)で環境基準を超過しています(表 2-10)。一般車両の走行も含めた結果なので、必ずしもダンプトラックのみの影響ではありませんが、トラック走行量の分散化を図るなど、騒音抑制に努めて下さい。	ダンプトラックの台数については「八王子市 採石・ダンプ対策協議会」において定められて いる登録車両台数を遵守すること、出荷ダンプ トラックの走行にあたっては、安全運転や運行 時間帯の遵守等を徹底するよう指導し、これに 違反する車両がある場合には、ペナルティを課 すことも含めて厳重に対処するなどの既に実 施している騒音対策を、八王子砕石協会として 今後とも引き続き強化し実施します。 さらに当社では、トラック走行量の分散化の 対策として、前日に積み置きをすることで、朝 に買付が集中しないようにしています。 引き続き、環境保全のための措置を徹底し、騒 音、振動の増大を防ぐよう努めて参ります。		
騒音・振動	項目④出荷ダンプトラックの走行に 伴い発生する道路交通騒音・振動におい て、昼夜ともに幾つかの地点で環境基準 が超過している。基準超過地点における 夜間の時間帯別の交通量(資料 1-51~ 55)と騒音測定結果(資料 2-13~16)の関 係を見ると、夜間の交通騒音は砕石ダン プ台数や大型車混入率との関連が高く、 本事業に依る夜間騒音への影響と推察 される。本事後調査報告書で「本事業に 依る環境への影響が小さい」と述べてい るが、その明確な根拠を示していただき たい。	事後調査の結果、本事後調査報告書(p. 2-16)に示すとおり、当社からの出荷ダンプトラックの台数(ST-4(菱光事務所横):794台)については、評価書の予測で想定した台数(818台)と概ね同程度であり、予測条件に大きな変化はなかったことから、「本事業による環境への影響が小さかったと考える。」と判断しました。ST-1(交差点東)及びST-2(美山小学校前)は、いずれも都道との交差点を挟んだ市道にあって、ダンプトラックの交通量は当社を含む複数企業の大型車を含んでいます。特に当社を含む採石各社や工業団地等の工場が多い市道においては大型車混入率が高くなっておりますが、当社を含め採石場各社とも環境保全のための措置として、ダンプトラックの出荷時に過積載にならぬよう厳重にチェックし、規制速度の厳守等運転手の教育を行うといった対策を講じ、騒音、振動の増大を防ぐよう努めております。 また、当社では、夜間(22~6時)における出荷ダンプトラックによる騒音・振動を低減させ		

_		
		るための対策として、前日に積み置きをするこ
		とで、朝に買付が集中しないよう措置を講じて
		おります。
		引き続き、環境保全のための措置を徹底し、
		騒音、振動の増大を防ぐよう努めて参ります。

(2) (仮称) 赤坂二丁目プロジェクト (工事の施行中その1) 事業者名: 森トラスト株式会社

項目	助言事項		回答	
騒音·振動	1	建設工事騒音に対する苦情があった場合、その内容と具体的な対処を記載するべきである。	苦情の内容は、 1 件目については「ブレーカー工事の音がうるさい。騒音を出さないで欲しい。」、 2 件目については「大きな衝撃音がする。工事の状況が分からないので教えて欲しい。」というものです。 具体的な対処としては、 1 件目については「重機によるブレーカー作業を一旦中止するとともに、工事の進め方や作業内容をご説明し、ご理解を得ました。」、 2 件目については「工事内容や騒音対策の実施状況等をご説明し、ご理解を得ました。」上記の対処により、いずれの苦情についても対応完了している状況です。 今後の事後調査報告書に関しては、苦情があった場合は、苦情の内容と具体的な対処について記載するように致します。	

(3) 都営東京街道団地建替事業(工事の施行中その7) 事業者名:東京都

項目		助言事項	回答
騒音・振動	2	工事用車両の走行騒音が環境基準を超過しています(表-11)。一般車両による騒音のレベルが高いことも一因のようですが、工事用車両走行量の分散化を図るなど、騒音抑制に努めて下さい。 工事車両の走行に伴う振動、建設工事に伴う振動はいずれも規制基準を下回ったが、工事車両の走行に伴う騒音が新旧の環境基準を超過したことは残念であった。	平成9年実施の評価書調査結果では一般 車両の走行時に旧環境基準を超過してお り、今回の調査でも一般車両による影響も 考えられますが、工事用車両の走行に伴う 騒音が新旧の環境基準を上回っている現状 を踏まえ、本事業では工事工程の調整によ る工事用車両の集中防止、制限速度の遵 守、急発進・急加速の禁止等の徹底によ り、工事用車両の走行による騒音の影響を 最小限に留めるように努めます。

(4) 八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業(工事の施行中その3) 事業者名: 八重洲二丁目北地区市街地再開発組合

項目	助言事項	回答	
騒音・振動	工事用車両の走行騒音が一部(地点7、8)で環境基準を超過しています(表2-3)。建設用機械の稼働騒音の影響を受けていることが原因のようですが、工事用車両走行量の分散化を図るなど、騒音抑制に努めて下さい。	今後も、評価書に記載した下記の環境保全のための措置(工事用車両による道路交通の騒音への影響の軽減対策)を、徹底してまいります。 ・規制速度を厳守する。 ・急発進、急加速を避ける。 ・積載量を厳守する。 ・資材等の搬入・搬出にあたっては、可能な限り車両台数の削減を図り、騒音の低減に努める。 ・作業員の通勤には、公共交通機関の利用、通勤車両の相乗り等を奨励し、可能な限り現場への車両台数を削減する。等 また上記の他、工事の進捗に伴う工事用車両ゲート位置を考慮の上、可能な限り工事用車両走行量の分散化を図るなど、騒音抑制に努めてまいります。	